

○ 鈴鹿工業高等専門学校グローバルエンジニアプログラム取扱規則

〔平成29年3月31日
規則第 104 号〕
最終改正令和2年3月4日

鈴鹿工業高等専門学校グローバルエンジニアプログラム取扱規則

(趣旨)

第1条 独立行政法人国立高等専門学校機構鈴鹿工業高等専門学校（以下「本校」という。）が実施するグローバルエンジニアプログラム（以下「GE プログラム」という。）については、独立行政法人国立高等専門学校機構鈴鹿工業高等専門学校グローバルエンジニアプログラム規則（以下「GE プログラム規則」という。）の定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(修業年限)

第2条 GE プログラム規則第 5 条の規定に該当する学生（以下「編入学生等」という。）について、GE プログラム規則第 2 条 1 項に規定する修業年限を適用し、次の各号に掲げる未修業期間を修業したものとみなす。

- (1) 鈴鹿工業高等専門学校学則（以下「学則」という。）第 21 条の規定により編入を許可された学生（以下「編入学生」という。）については、学科第 1 学年から編入学する学年までの年限
- (2) 学則第 22 条の規定の規定により転入学が許可された学生（以下「転入学生」という。）については、学科第 1 学年から転入学する学年までの年限
- (3) 学則第 61 条の規定により入学が許可された外国人留学生（以下「留学生」という。）については、学科第 1 学年から入学する学年までの年限
- (4) 本校以外の高等専門学校から本校専攻科 1 年次に入学が許可された学生（以下「入学生」という。）については、学科第 1 学年から第 5 学年の 5 年間

2 学則第 32 条の規定により、3 ヶ月以上継続して修学することができない学生の修業年限については、学則第 34 条の規定による復学が許可されるまでの当該期間を加算しないものとする。

(履修選抜基準)

第3条 学科第 4 学年以降は、学業成績が所属学科の上位 20 パーセント以内であり、次に掲げる基準を満たす者を、履修者として選抜する。

- (1) 学科第 4 学年進級時において、団体特別受験制度を含む国際コミュニケーション英語能力テスト（以下「TOEIC」という。）スコアが 400 以上の者とする。この場合における TOEIC スコアは、Global Test of English Communication スコアの TOEIC 換算スコアに読み替えることができる。
- (2) 本校専攻科に推薦による入学試験を合格し、入学した者のうち、前号の規定に該当しない者であって、本校卒業時に TOEIC スコアが 500 以上の者とする。

2 GE プログラムの履修を希望する編入学生等は、編入学、転入学及び入学（以下「入学等」という。）学年に進級したものとみなし、前項第 1 号の規定を適用する。ただし、学

科第5学年以降の編入学生等は、最終出身学校が定める学業成績が上位 20 パーセント以内であり、次に掲げる基準を満たす者を、履修者として選抜する。

(1) 学科第5学年編入学生等においては、TOEIC スコアが 450 以上である者とする。

(2) 本校専攻科入学生においては、TOEIC スコアが 500 以上である者とする。

3 前2項の規定に関わらず、校長が同等の能力を有していると認める者とする。

(修了要件)

第4条 GEプログラムの修了は、次の各号の要件を全て満たさなければならない。

(1) 本校専攻科を修了していること。

(2) 次に掲げる授業科目を履修し、単位を修得していること。

(ア) コミュニケーション英語 I

(イ) コミュニケーション英語 II

(ウ) 英語表現論

(エ) グローバル・リーダー論

(オ) 国際関係論

(カ) 国際インターンシップ

(3) TOEIC スコア 650 以上であること。

2 編入学生等の前項第2号の単位の認定については、修得したものとみなす。ただし、学科第3学年以前の入学等についてはこの限りではない。

(認定機関)

第5条 GEプログラムに関する所掌は教務委員会とし、GEプログラム規則及び本規則に基づき、GEプログラムの適切な運営に努めなければならない。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成28年度以前の学科入学生に係る、第3条及び第4条の規定については、次のとおりとする。

1 第3条関係

(1) 平成28年度学科第1学年から第3学年学生については、第3条第1項第1号の規定を適用する。

(2) 平成28年度学科第4学年学生については、第3条第1項第1号の規定を、学科第5学年進級時において、TOEIC スコアが 450 以上である者と読み替える。

(3) 平成28年度学科第5学年学生については、第3条第1項第1号の規定を、本校専攻科入学時において、TOEIC スコアが 500 以上である者と読み替える。

(4) 平成28年度専攻科入学生以前の学生については、適用しない。

2 第4条関係

- (1) 平成28年度以前学科入学生については、第4条第1項第2号(ア)の規定を適用しないものとし、同条同項同号(イ)については、英語Ⅴ(学科第5学年)の単位修得で、コミュニケーション英語Ⅱを修得したものとみなす。

附則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規則は、令和2年度専攻科入学生から適用し、平成31年度以前専攻科入学生については、なお従前による。